

監査結果に係る措置通知書

教 育 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>6 物品管理</p> <p>(4) 切手管理の不備 今回の往査対象学校のうち、以下のような切手管理の不備が発見された。</p> <p>[上杉山通小学校] 年間使用額 (71,820 円) に対して、年間購入額 (116,000 円) や期末残高 (228,290 円) が多く、過剰に切手を保管している。 また、出納簿への受払い記録が適時に行われていない。</p> <p>[広瀬小学校] 切手の保管転換 (総額 46,500 円) に係る受入通知の確認が行われていない。</p> <p>[八乙女小学校] 物品管理者 (学校長) による出納簿と現物の照合点検が行われていない。</p>	<p>切手の受入及び払出は必要最低限に限るものとし、また、出納簿への受払い記録を適時に行うこととした。</p> <p>物品保管転換書を作成し、平成 21 年 3 月 9 日付けで受入通知の確認を行った。</p> <p>月毎に、学校長による出納簿と切手現物の照合点検を行うこととした。</p>